

渋谷区通学路安全安心プログラム
～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

渋谷区教育委員会

1 背景・目的

平成 24 年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と緊急の合同点検を実施し、必要な対策内容について協議・実施してきました。

また、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校児童が倒壊したブロック塀に挟まれて亡くなるという痛ましい事故を受け、渋谷区では、関係機関と相互に連携し、児童が安全に通学できるよう、区立小学校の通学路の緊急点検を実施してきたところです。

このような背景から、今後も引き続き、通学路合同点検を実施、対策することにより、通学路における安全性の向上を図るとともに、防犯上の視点も踏まえ、登下校時における児童の安全を確保するために、通学路の安全確保の取組を改めて体系化し、継続的な実施を目的に、「渋谷区通学路安全安心プログラム」として取組の方針を整理しました。

2 通学路安全安心推進体制

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーによる、定期的な通学路安全安心点検を行います。

- | | | |
|-------------|---------------|-----------------|
| ・渋谷区教育委員会 | ・渋谷警察署 | ・渋谷区小学校校長会 |
| ・渋谷区土木部 | ・代々木警察署 | ・渋谷区小学校 PTA 連合会 |
| ・渋谷区危機管理対策部 | ・原宿警察署 | |
| ・東京都第二建設事務所 | ・国土交通省東京国道事務所 | |

3 通学路の安全安心確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」および「登下校防犯プラン（平成 30 年 6 月 22 日 登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議決定）」に基づき、継続的な推進体制を構築するとともに、各小学校長が指定した通学路の安全を確保するため、取組の効果的・効率的な実施を図ります。

(2) 実施方法

各小学校及び地域の特性を踏まえ、学校、教育委員会、PTA、道路管理者、警察等は、通学路の安全安心確保を効率的かつ効果的に実施するため、以下の方法により、通学路交通安全安心点検を実施します。

①定期的な点検

小学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、定期的に通学路安全安心点検を実施します。

【別添1：「渋谷区通学路安全安心プログラム」通学路安全安心点検予定年次】

②随時の点検

その他、各小学校及び関係機関からの通学路安全安心点検の申し入れがあった場合は、必要に応じて、実施します。

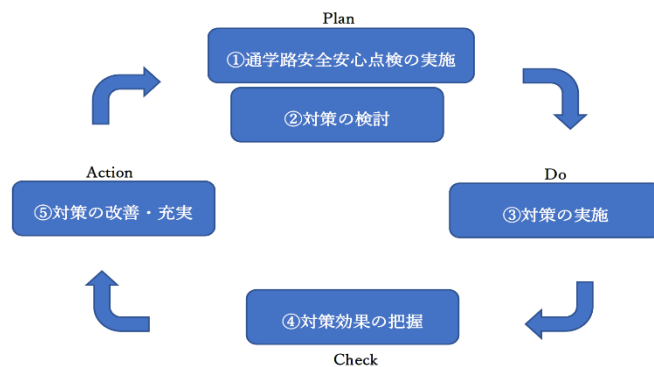
③安全教育の実施

年に数回程度、関係機関と小学校が連携した安全教育を実施します。

4 通学路の安全安心確保のためのPDCAサイクル

通学路安全安心点検は、通学路の安全性の向上を図るため、その取組の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして、繰り返し実施することとします。また、これを着実に実施するため、以下の取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全安心確保のためのPDCAサイクル]



① 通学路安全安心点検の実施

当該年度の対象の小学校へ毎年、通知を行います。その後、対策が必要である箇所に対して、定期的な通学路安全安心点検を行います。また、必要に応じて随時、通学路安全安心点検を実施します。

② 対策の検討

通学路安全安心点検の結果から明らかになった要求策箇所について、点検が終了後対策箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置、道路標識の設置、道路標示の補修のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育、防犯教育のようなソフト対策等、要求策箇所に応じた具体的なメニューを検討します。

③ 対策の実施

対策の検討が終了した後、その対策が円滑に進むよう、道路の整備については道路管理者が、交通規制に関しては交通管理者が、小学校等は児童への交通安全教育、防犯教育等、関係機関で連携を図り、実施します。

[対策例]

道路管理者 (国、都、区)	<ul style="list-style-type: none">・カーブミラーの調整や設置・カラー舗装などの路面標示・注意看板の設置・その他
交通管理者 (所轄警察)	<ul style="list-style-type: none">・交通規制の時間や表示等の変更・信号機の調整や設置・その他
学校・地域等	<ul style="list-style-type: none">・通学路の見直し・児童への交通安全教育・防犯教育・その他

④ 対策効果の把握

通学路安全安心点検の結果に基づく対策実施後に、実際に期待した効果が上がっているか等について確認するため、対策実施後の効果を把握します。

⑤ 対策の改善・充実

対策実施後も、学校関係者は通学児童から効果を確認した事項について関係機関に伝達等により共有し、対策内容の改善・充実を図ります。

[点検・対策の手順]

予定時期	内容	実施機関
前年 3月	各小学校へ通学路安全安心点検の実施通知	教育委員会
4月～12月	通学路安全安心点検の実施	道路管理者（国、都、区）及び所轄警察、並びに教育委員会、学校、PTA等
	対策の検討	同上
5月～3月	対策の実施（可能なものから随時）	道路管理者（国、都、区）及び所轄警察、教育委員会
12月～3月	対策効果の把握	教育委員会
3月	対策箇所図及び対策箇所一覧表の共有	教育委員会
定期的に実施	対策の改善・充実	道路管理者（国、都、区）及び所轄警察、並びに教育委員会、学校、PTA等

5 対策箇所一覧表及び対策箇所図の共有

小学校ごとの点検結果や対策内容については、「対策箇所一覧」及び「対策箇所図」を作成し、関係機関で共有します。